



# いわない 議会だより

発行 岩内町議会  
編集 議会運営委員会  
〒045-8555  
北海道岩内郡岩内町字清住258  
☎ 0135-62-1011  
FAX 0135-62-3465  
メールアドレス  
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



新庁舎 議事堂

2015. 5  
No. 128

---

第1回定例会報告	P 2～3
代表質問	P 4～16
議会日誌	P 17

---

# 第1回 定例会 報告

平成27年度各会計補正予算等を審議する第1回定例会は、3月2日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。  
3月9日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり代表質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、3月13日閉会しました。

## 審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

### 《予算》

- 平成27年度一般会計予算  
役場庁舎等の移転業務委託料費約4千2百万円及び公営住宅等内部修繕工事費2千9百万円などが決まりました。
- 平成27年度国民健康保険特別会計予算  
特定健康診査業務等委託料等6百20万円などが決まりました。
- 平成27年度臨海部土地造成事業特別会計予算  
新港地区工業団地分筆図作成業務委託料20万円などが決まりました。
- 平成27年度公共用地先行取得事業特別会計予算  
土地開発基金繰出金10万円が決まりました。

- 平成27年度介護保険特別会計予算  
居宅介護サービス費約3億5千6百万円及び施設介護サービス費約7億3千2百万円などが決まりました。

- 平成27年度深層水事業特別会計予算  
深層水分水計装システム機器保守管理業務委託料約70万円などが決まりました。
- 平成27年度後期高齢者医療特別会計予算  
後期高齢者医療システムソフトウェア保守管理業務委託料約65万円などが決まりました。

- 平成27年度水道事業会計予算  
浄水場管理委託業務費約2千2百万円などが決まりました。

- 平成27年度下水道事業会計予算  
岩内・共和下水道センター管理業務委託料約4千6百万円などが決まりました。

- 平成26年度一般会計補正予算  
青年就農給付金3百万円などが決まりました。

- 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算  
予防接種負担金約2百万円が決まりました。

- 平成26年度臨海部土地造成事業特別会計補正予算  
一般会計繰入金1千万円が決まりました。

- 平成26年度介護保険特別会計補正予算  
介護保険システム改修業務3百万円が決まりました。

- 平成26年度一般会計補正予算  
西小学校原子力放射線防護対策工事費約3億4千6百万円及びプレミアム商品券発行事業費補助金4千3百万円などが決まりました。

### 《条例設定・改正》

- 岩内町働く婦人の家条例の一部を改正する条例設定

岩内町働く婦人の家の軽運動室の利用料等について、所要の改正をしました。

- 岩内町国民健康保険条例の一部を改正する条例設定

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

- 岩内町介護保険条例の一部を改正する条例設定

第6期岩内町介護保険事業の実施等に伴い、第1号被保険者の保険料率の期間及び年額等について、改正しました。

- 岩内町公共下水道条例の一部を改正する条例設定

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、カドミウム及びその化合物の排水基準について、所要の改正をしました。

- 岩内町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例設定

給水区域の拡大に伴い、所要の改正をしました。

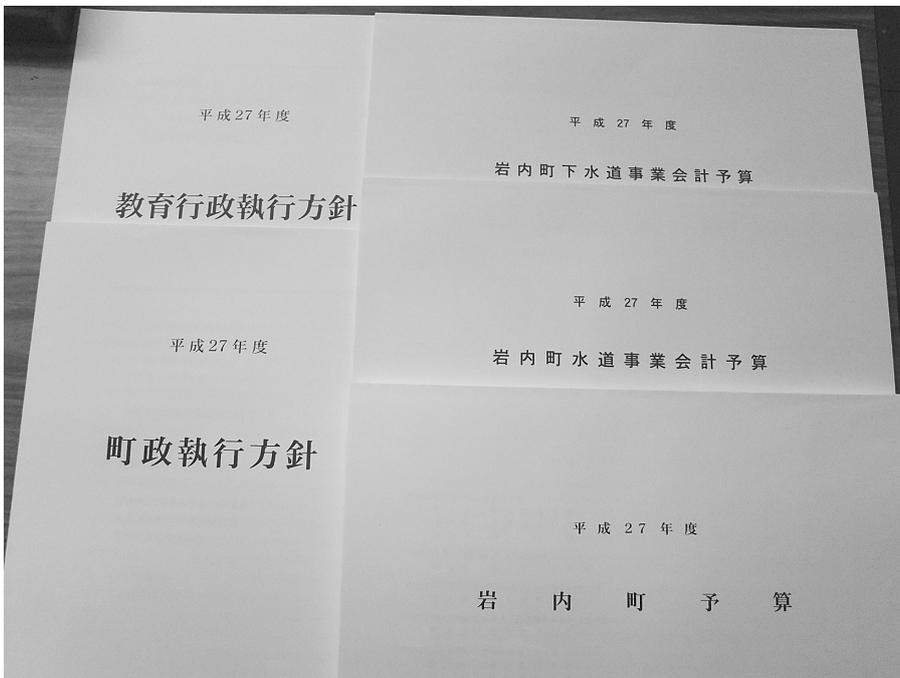
平成27年度 一般会計・特別会計予算 11,438,551千円  
 公営企業会計予算 1,903,206千円 決まる!!

《その他》

- 町道路線の認定  
 町道路線の整備を図るため、道路法の規定に基づき、町道路線を認定しました。
- 公の施設の指定管理者の指定  
 岩内町、デイサービスセンターの管理を岩内町社会福祉協議会に指定しました。
- 岩内町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更  
 過疎地域自立促進市町村計画の一部変更をしました。
- あらたに生じた土地の確認  
 公有水面埋立により生じた土地を、町区域に所属させるため、確認をしました。
- 字の区域の変更  
 公有水面埋立地を字大浜に編入するため、「一字」の区域を変更しました。
- 専決処分した事件の承認  
 豪雪による除排雪対策の実施に伴う補正予算の専決処分について、承認しました。
- 工事請負契約の変更  
 防災行政無線更新整備工事の変更を行うため、契約金額の変更につき議会の議決を得ました。

審議した意見書

- 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書
  - TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書
  - 農協関係法制度の見直しに関する意見書
- 全ての意見書を関係省庁に送付しました。



# 代表質問(要約)

3月9日、10日、11日 5名の議員による一般質問が行われました。

## 大田 勤 議員 (日本共産党議員団)

### 原子力発電所再稼働 住民合意の認識について

#### ■質問■

1. 町政執行方針で町長は、「福島第一原発事故を踏まえ、泊発電所の安全・安心の確保は最優先事項と考えており、国の審査状況を注視する」と述べているが、原発の事故原因調査も出来ない福島事故は、収束したと認識されているのか。

2. 原発は完全にコントロールされていると考えるのか。現状に対する認識は。

3. 道新が行った、原発再稼働同意手続きの対象を立地自治体に限定する「川内方式」に対するアンケートで岩内町は「妥当」と回答している。さらに、原特委で、町は「国のやることは」「妥当」で川内方式が妥当とアン

ケートに答えただけではない」と答弁しているが、川内方式は、「泊村と北海道」に限定し同意を求めらるもので、30キロ周辺や岩宇4町村の住民意見を切り捨て、原発再稼働に突き進むもので「川内方式」に対する町長の思いを明確に聞きたい。

4. 「川内方式」に対する後志13町村は「妥当でない」5町村、「どちらかと言えば妥当でない」2町村、「妥当」は岩宇4町村、どちらかと言えば妥当が2町村で半数の自治体が反対の意思が示されたが、住民の命と暮らしを守らねばならない自治体では、避難計画を策定する必要のある自治体からは当然の意思表示と思うが。

5. 町の判断はこうした自治体の意見等を切り捨てることになると思うが。

6. 執行方針で「今年度は広域避難訓練の対象となり実践的で効率的な訓練になるよう道と関係町村と協議して進める」としているが、避難計画を審査対象としていない審査であり、原発事故の検証に基づかない新基準だが、福島原発事故の検証に基づいた新基準で適合審査を行うべきではないのか。

7. 適合性審査の中に避難計画を対象とするよう、道などで協議し規制委員会へ意見を言うべきではないのか。

#### ■町長■

1. 2. 平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、まもなく4年を迎えるが、多くの方々が古里を離れ、避難生活を余儀なくされている。

現在、福島第一原子力発電所では長期計画に基づき廃炉作業が進められ、使用済み燃料ピットから核燃料を搬出する作業や、がれき撤去等の作業が進められている。

しかし、先月、放射性物質を含む雨水が外洋に流出したことが判明するなど、汚染水対策や廃炉に向けた作業、賠償問題など、福島第一原発事故に伴う様々な問題が山積し、収束している状況とは考えていない。

このため、国が全面的に出て取り組むといった強い決意のもと、様々な

問題への迅速な対応と被災地域の早期復興に向けて、万全な対策を引き続き講じていく必要があると考えている。

3. 原子力発電所の再稼働に係る、地元合意などに関する法的な定めはなく、国が関係する自治体への説明などを含め、具体的なプロセスを明確にし、安全性やエネルギー政策上の必要性などを考慮し、国が責任をもって判断するとともに、立地自治体等の理解を得るよう、丁寧に説明する必要があると考えている。

4. 5. 再稼働の手続を含めた、原子力発電所に対する国民の声については、様々な意見があると認識しており、アン



# ゴミ焼却炉の

## 建設計画について

ケート結果についても、各自自治体の考えのもとで回答された結果であると、受け止めている。

### 6. 7. 原子力災害対策

策は、災害対策基本法の特別法として原子力災害対策特別措置法が定められ、原子力事業者と関係自治体に防災計画の策定を義務づけており、福島第一原子力発電所事故の教訓から、町としても原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき、原子力防災対策の抜本的な見直しに取り組んできている。

原子力に関連する法体系では、原子力の安全規制と原子力災害対策が異なっており、原子力規制委員会が原子力発電所の安全性を審査するに当たり、新規制基準適合性審査と住民の避難計画の関連については、国で議論されるべきものと考えている。

### ■質問■

1. 岩内地方衛生組合は、中間処理施設事業の住民説明を何時、何力所で行ったのか。

2. 施設建設事業に対する交付対象額の具体的な説明が行われたが、構成団体である町に対しての説明はあったか。

3. 組合が行った生活環境に及ぼす影響について、建設地である町に対しての説明を行い、住民説明会をしているのか。

4. 組合は生活環境影響調査の結果の縦覧などの手続き条例を作り、1か月程度住民への縦覧が必要だが、生活環境影響調査結果について、町に報告があったのか。あったとすれば、日程は。

5. 手続きもせず、住民説明会の先行は、建設地である町に対し、組合としての説明責任をはたしていないと考えるが。

6. 住民説明会では一般廃棄物中間処理施設建設で1日30分の可燃ゴミをストローカ式で焼却し、排ガスはバグフィルタで処理、処理後の排ガスを大気へ放出するとしているが、町として、基準は安全といえるか。

7. 基準値は施設が古いのになぜ低くなるか。反面、新しい施設でなぜ上がるのか、確認すべきと思うが。

8. 町民が飲料水として利用している幌内川があり、ダイオキシン濃度が基準以下だから排ガスの影響が出ないと言い切るか。

9. 住民合意への手順として生活環境整備審議会などを町長が立ち上げし一般廃棄物処理施設整備のあり方について、生活環境整備審議会へ諮問し答申を得るなど手続きが、町として必要ではないのか。

10. 住民への説明責任を果たさない事業を町として、都市計画変更で受け入れるのか。組合構成町村、建設地としての説明責任を町民に対してはたしながら事業を進めることが、協働による町づくりと考えるが町長の見解は。

1. 住民説明会は、町職員も同席し、2月9日から15日まで、3か所で6回開催したと伺っている。

### ■町長■

2. 事業費の概要は、新年度予算に係わることから、説明を受けている。なお、説明会では、質問に答える形で、事業費見込みと補助制度の説明を行ったと聞いている。

3. 4. 生活環境影響調査は、3月までで最終結果は出ていないが、内容をほぼ把握できたので、説明会開催に至ったと伺っている。

調査結果の縦覧等は、本年8月半ば以降のことである。

5. 以前から、衛生組合は、中間処理施設は最終処分場に隣接している。本年度は、基本設計と技術評価を行い、説明会開催に至ったとのこと、町は、事前に概要説明を受けている。

6. 7. 8. 排ガス濃度基準は、環境保全に配慮、より安全な基準だと認識している。現施設は、ダイオキシン対策の結果、基準を大幅に下回っている。新施設も、基本的な方式は同じで、実際の運転時には基準を下回ると伺っている。

ダイオキシン等の排出基準は、環境保全や安全性に十分配慮されており、飲料水への影響はないと考えている。

9. 住民合意の形成は、平成23年の衛生組合による最終処分場の説明会から、適切に進められてきたと考える。

10. 建設場所や基本計画は、4町村が合意したもので、都市計画の手続きは、法の定めにより適正に進められるべきと認識している。また、前段で答えたとおり、衛生組合では、最終処分場の説明会では、中間処理施設についても説明し、意見を伺っており、適切に進められていると考える。

# 岩内町特別職報酬等

## 審議会条例について

### ■質問■

1. 審議会の開催は直近でいつ行われたか。

2. 委員の構成基準と現在の委員長、委員は。

3. 町長が町政を執行してから審議会は開かれたか。

4. 現報酬額はいつから現行のままなのか。

5. 過去に報酬審議会によって報酬額変更の答申があったのか。あったとすれば、何時の審議会で開催回数は。

6. 昭和39年5月28日自治給第208自治事務次官通知では、特別職の報酬等について第3者機関の意見を聴くことにより公平性を期する必要があるが、この通知を受け、審議会が設置されたか。

7. 新年度の報酬の予算を計上するときは審議会の開催が必要と考えるか。

8. 定期的に調査審議し、町長に対し建議するとともに、町長から諮問があったときには、答申するのが審議会のあり方ではないか。

9. 平成27年度審議会報酬7名分、前年度同額の5万2千円の計上で、審議会を定期開催し、諮問を受けた場合も答申するなどの条例の見直しを行うべきではないか。

10. 直近での本審議会の開催は、平成19年11月22日に諮問し、同月29日に答申を受けている。

11. 審議会の委員は、7人をもって組織し、住民より町長が委嘱し、任

期は、1年と規定しており、平成19年度に委嘱された委員は、任期満了となっている。

12. 平成15年から、これまで4回の審議会を開催し、特別職の給料の額を改定してきた。

13. 現行の特別職の給料は、平成19年11月に諮問・答申を受け、適用した。

14. 平成10年度以降、審議会は6回開催しており、いずれも額変更の答申を受けている。

15. 本通知の主旨を踏まえ昭和46年9月に設置された。

16. 審議会は、あくまでも議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額を改定する必要がある場合に開催されてきた経

緯があること、また、これまで岩内町費特別職員の給与に関する条例の規定に基づく、給料、期末手当の支給割合により、予算計上しているのと同様の対応をした。

17. 町条例に基づき、町長の附属機関として、必要に応じ町長が審議会に諮問し、審議会が審議がなされた上で、答申を受けている。

18. 現行の審議会条例の中で十分対応できるものと考えているが、見直しが必要との意見にも十分耳を傾ける。

# 最低水準の乳幼児等医療

## 給付事業から交付金を

## 活用し安心して子育て

## を応援する全額助成へ

## 拡充を

### ■質問■

1. 子ども子育て医療費助成制度については、町は、北海道に合わせその基準どおりとしている。都道府県制度が、その都道府県内の子供医療費助成制度の最低水準となると思うがどうか。

2. 子供医療費助成制度については、子育て支援対策として、どのような今後検討していくか。

3. 過年度の乳幼児等医療給付実績から推計して全額助成は、どの程度の予算が必要か。

4. 国は、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を創設したが、地方創世先行型では、安

心して結婚・妊娠・出産・子育て出来る地域社会のための子供医療費助成があり、活用できると思うが生活支援交付金の活用などは検討しているか。

5. 18歳までの医療費を無料化し、安心して子育てが出来る、乳幼児等医療給付事業の拡大実施をはかることが子育て支援になると思うが所見を。

19. 「標準的な基準」と考える。

20. 子育て支援施策全体の中での優先順位や財政負担などを総合的に勘案し、先行市町村の基準

# 岩内町共同墓の設置を

拡大後の扶助費の増や国民健康保険事業の医療費の波及増など、様々な影響を検討する。

3. 所得制限と一部自己負担を「なし」で、通院・入院ともに中学校3年生まで拡大した場合は、約2,400万円、高校3年生まで拡大した場合は、約3,200万円の追加予算が必要となる。

4. 扶助費や医療費の増加を伴う本事業は、数値目標を定め、明確に短期・長期の事業評価をすることが難しく、将来、交付金が終了した場合の事業の継続性や事業費の規模からも慎重な判断が必要である。

5. 財政負担を考慮すると、外来・入院とも中学校卒業までの無料化の実施は困難であるが、「入院のみ」の段階的な拡大や所得制限のみを廃止した場合など、様々なパターンを検討し、慎重に判断していきたい。

## ■質問■

1. 墓園用地確定測量業務委託料が計上されているが、どのような事業を見通しているのか。

2. 島野墓地に、新たに墓を建立する墓地区画は。

3. 東山墓地と岩内町墓園は使用許可と返還が同程度で推移しているが各墓園の墓地用空き区画は何区画か。

4. 墓地利用待機者は、何名か。

5. 返還の要因は。

6. 東山墓地において、所有者不明などの墓は何基か。

7. 墓参もなく墓の管理が出来ていない利用区画の対応は。

返還は年間どのくらいあるか。

8. 墓の継承が出来ない人や身寄りがない人、経済的に墓を建立することができない人など納骨が困難な状況にある人たちへの対策は考えているか。

9. 墓園用地確定測量業務で墓地区画を各墓園で見込んでいるのか。

10. 墓の継承が出来ない人や身寄りがない人、経済的に墓を建立することができない人、納骨が困難な状況にある人たち、共同墓が安心できる取り組みと思うが町の所見は。

## ■町長■

1. 9. 岩内町墓園は、51年を経過、区画が不足してきたので、造成のため、用地確定の測量費を予算計上した。区画数や場所は、国の基準で墓所面積は全体の3分の1以内にしなければなら

ず、測量により、用地の境界や墓園面積と墓所面積を把握したうえで、将来の需要を見据え判断したい。

2. 島野墓地は、墓の新規建立は認めず、改築のみを許可している。

3. 東山墓地は、平成23年度に開放した31区画のすべてが埋まり、使用可能な区画はない。岩内町墓園は、一等地10区画が使用可能である。

4. 墓地利用の希望に添えない方を待機者としていないため、人数は把握していない。

5. 町内外の墓地や寺院への改葬である。

6. 東山墓地は、大火で台帳を焼失しており、不明な墓は1,814基。

7. 過去の調査で147名が判明したが、ほとんど連絡がとれず、対応が困難である。こうした区画の返還は、無縁墳墓等の改葬公告等の手続きを経るが、その後の収蔵場所など課題があり、現在には特に取り組んでいない。

8. 10. 現在、承継者不在の墓や納骨先に困っている方について、特別な対策を行っていない。小樽市や札幌市の共同墓は、有効な対策と思われるが、住民要望を捉え切れていない。使用者不明の墓に収蔵された無縁仏対策も必要になっており、まず、岩内町墓園の区画造成を優先する中で、共同墓の必要性も検討していきたい。



# 佐藤 英 行 議員（市民自治を考える会）

## 旧岩内駅前地区の 再開発について

### ■質 問■

文化センター西側広場からタラ丸市場までのエリアを、岩内はもとより岩宇4町村の水産物加工品、農畜産品を扱い、木田美術館を中心とした絵の町岩内をアピールし、美味しい地場の食事を用意し、駐車場も再編し、バスターミナルの位置も観光客の動線を考えていく、このような再開発が求められていると考えるが見解を求める。

### ■町 長■

旧国鉄岩内駅周辺地区は、各施設間の連動性が希薄となり、中心市街地の集客効果が課題となっている。

昨年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」では、「地方版総合戦略」の策定が努力義務として規定され、この戦略に基づく国の支援が定められている。旧岩内駅前地区の再開発については、町の観光振興全体の観点から、地方版総合戦略の中で岩内観光協会や岩内商工会議所などの関係団体と連携しながら検討する。

## 岩内町における 文化財について

### ■質 問■

1. 現在の岩内町指定の文化財の名前と件数および指定された時期は。

2. 岩内町として文化財となる有形無形の対象物はないのか。

3. 文化財とするためにはどのような手順化があるのか。

4. 文化財となった場合どのような管理が必要なのか。

### ■教 育 長■

1. 有形文化財は、帰厚院の阿弥陀如来大仏像、指定日は昭和44年7月1日と、一本柳、指定日は昭和47年11月3日の2件。無形文化財は、岩内赤坂奴保存会、指定日は昭和58年7月5日の1件である。

2. 3. 文化財指定されている3件以外で、岩内町指定文化財の検討にあたり、教育委員会として、調査を実施した経緯はあるが、個人所有という点で、岩内町文化財保護審議会への諮問には至らなかった。

指定にあたっては、その



の重要性や有効性を慎重に調査する必要がある、有形の場合は、所有者の同意が指定の条件となるので、これらを含めた中で、町指定への事務を取り進めている。

4. 文化財保護条例では、所有者の管理義務を明確にしていることなど、所有者と町および教育委員会の責務を規定する中で適切な管理が行われている。

### ■教 育 長■

役割をするものと考えられる。所有者の理解が必要であるが、管理保存の費用を全額負担するなどし指定に向けていくべきだが見解を伺いたい。

岩内町には、歴史的価値のある文化財は多く残されており、今後は、これらの文化財について、指定に向けて、重要性や有効性、また必要性、さらには、個人所有の場合には、保存に係る経費なども十分考慮し、慎重に調査を進め、文化財の保存に努める。

### ■再質問■

文化・歴史・産業・景観等の資源を地域の魅力とし、地域自身を見直すことが必要。昔からある風景を楽しみながら歩くフットパスも拡がっており、また現在岩内マイスターの募集をしている。その中で文化財が有効な

# 泊原子力発電所から

## 排出されている

### トリチウムについて

#### ■質問■

トリチウムは、体内に取り込まれた場合遺伝子を傷つける危険性があるとの指摘もある。

泊原発は1号機1989年の営業運転の開始から2012年までの22年間で571兆ベクレルを放出している。

1. トリチウムが健康に及ぼす影響は。

2. 北電にトリチウム除去装置を取り付けさせるべきではないか。

#### ■町長■

1. トリチウムは、水素と同じ科学的性質を有し半減期は12.3年で、極めて弱いエネルギーの放射線・ベータ線を放出する。トリチウムは自然界に存在し、宇宙から降り注ぐ放射線が空気中の窒素や酸素と反応して、

日々生成され水蒸気や雨水、海水に含まれており、

人体や魚介類等の生物に摂取されても水分として絶えず入れ替わり、蓄積されず排出されることとである。

またトリチウムから放出される放射線のエネルギーは非常に小さいため、人体に受けてもほとんど影響はなく、内部被ばくについても、トリチウムは蓄積しないため、健康への影響は小さいとされている。

2. トリチウムは、多くは水の形態で存在するため、水とトリチウムの分離が困難とされている。

しかし、科学技術等の進歩により、物質の蒸気圧の違いにより分離する「水蒸留法」や、触媒を用いて水素原子の置換反

応を行う「水素交換法」など、トリチウムの除去技術の研究が鋭意進められており、早く、技術が確立されることを期待し、こうした研究成果を踏まえた国等における今後の対応を注視する。

#### ■再質問■

各原発は放射能の放出管理目標値を定めているが、トリチウム(液体状態)は放出管理基準値となっていない。トリチウムが除去されにくいという理由なのか。

#### ■町長■

トリチウムは、気体廃棄物と液体廃棄物があり、気体廃棄物については、国の評価指針において、ベータ線による実効線量はガンマ線に比べて小さいことから、線量評価の対象としなくても指針の目的を十分達成することから、放出管理基準値は定めていない。

液体廃棄物のトリチウムは、発電用原子炉の線量目標値に関する指針等で定められている数値を

十分下回るように、泊発電所の保安規定において放出管理基準値を定め、国の認可を得て管理している。

#### ■再々質問■

新型転換炉「ふげん」にトリチウムを処理する装置があり、京都大学原子炉実験所の小出裕章助教は「費用はかかるが、トリチウムの同位体濃縮技術はすでに確立されている」「トリチウムを捕捉しない理由(は)『経費がかかる』からだ」と述べている。

トリチウム除去装置の設置を求めるべきではないか。

トリチウムは、多くは水の形態で存在するため、水とトリチウムの分離が困難とされている。

しかし、科学技術等の進歩により、物質の蒸気圧の違いにより分離する「水蒸留法」や、触媒を用いて水素原子の置換反

応を行う「水素交換法」など、トリチウムの除去

技術の研究が鋭意進められており、早く、技術が確立されることを期待する。とともに、こうした研究成果を踏まえた国等における今後の対応に注視する。

## 岩内町における

### 悪性新生物原因の

### 標準化死亡比について

#### ■質問■

北海道健康づくり財団は昨年「北海道における主要死因の概要8」で、平成15年から平成24年の10年間の悪性新生物の市町村別標準化死亡比(SMR)を公表。全道平均106.3で、1位が泊村152.7、2位が岩内町134.6。20年前の「概要11」昭和58年平成4年の10年間では全道平均106.0、泊村は22位117.8、岩内町は72位で北海道平均に近い107.8。

1. SMRが上昇した原因は何か。

2. 上昇した原因、およびその保健対策を北海道に求めるべきではないか。

道に求めるべきではないか。

#### ■町長■

1. 特定健康診査等の結果を分析すると、特性としては、喫煙、飲酒、肥満、運動不足などの割合が国や道の平均値よりも高く、平均寿命の延伸や高齢化率の影響も含め、がん発症の大きな要因と考える。

2. 岩内保健所との定期的な会議や日頃の打ち合わせなどを通じ、情報の共有化を図り、生活習慣の改善方策など、保健対策に取り組んでいる。

がんによる死亡者を減少させていくためには、生

# 平成27年度予算における

## 特別職報酬等について

とお答えした。

### ■再々質問■

岩内町民の健康のため、上昇した原因の究明と対策を強く北海道に求めるべきではないか。

取り組んでいく。

### ■再質問■

20年間で極めて有意に数値が変化している。健康づくり財団や北海道に確認して保健対策を講ずるべきではないか。

### ■町長■

昭和58年から平成4年までの10年間におけるSMRの数値が公表された当時は、喫煙、飲酒、肥満、運動不足などの町の数値は、調査しておりませんので、平成15年から平成24年までのSMRの数値が上昇した原因を比較・分析することはできませんが、平成20年度から実施した国民健康保険事業における特定健康診査・特定保健指導の結果の分析から、当町のがん発症の大きな要因である

### ■再々質問■

町長のような答弁があつてはならないため、お手盛りを避けるためにも、第三者の中立機関として特別職報酬等審議会がある。特別職の退職手当の額も含めて、審議するべきではないか。

### ■町長■

特別職報酬等審議会条例については、昭和39年事務次官通知などに基づき、設置されており、その通知の中では、議員の報酬、町長及び副町長の給料月額を改定する条例を議会に提出しようとするときに審議会に意見を聴かなければならないとされている。

本町の条例は、あくまでも、給料月額の改定が必要なきに、審議会へ諮問することとされていることから、この規定に基づき、対応している。なお、退職手当については、国からの通知の中でも審議の対象とされていない。

### ■質問■

岩内町特別職報酬等審議会条例において、「審議会は、特別職の報酬等の額に關して町長の諮問に應じ、当該特別職の報酬の額について審議し、意見を答申するものとする」とあり、町長は報酬審議会の答申を尊重し予算に反映し議会で承認を得るものと考ええる。

1. 岩内町特別職報酬等審議会条例をどのような理念で設定されたのか。

2. 岩内町特別職報酬等審議会の委員はいつ委嘱したのか。

3. 会議は何回開かれたのか。

4. 平成27年度予算を組むにあたって特別職の報酬額をどのように決定したのか。

### ■町長■

1. 岩内町特別職報酬等審議会は、議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額について審議することを目的に、町長の附属機関として昭和46年度に設置された。

その目的は、議会議員及び特別職の報酬等を第三者機関の意見を聴くことにより、公正を期する必要があるとの判断から、この主旨を踏まえ条例を設定した。

2. 3. 審議会の委員

は、7人をもつて組織し、住民のうちから町長が委嘱し、任期は1年で、任期満了後は、審議会の開催時にあわせ委嘱をしている。審議会の開催回数は、平成10年度以降、これまで6回開催され、直近では平成19年11月に開催されている。

### ■再質問■

改定する必要があるかどうかを判断するのは岩内町特別職報酬等審議会である。

平成27年度に入っても審議会に諮問しないのか。

### ■町長■

特別職報酬等審議会への諮問は、これまでも、特別職の給料月額改定の必要がある場合に限り、審議会へ諮問している。平成27年度は、改定が必要と判断した場合に、審議会への諮問が必要になるものと考えている。

# 池田 光 行 議員 (志政クラブ)

## ふるさと納税

### (けっぱれ岩内応援寄附金)

#### について

#### ■質問■

ふるさと納税制度が平成20年に開始され7年を迎える。

最近では、自分のふるさとへ寄附するよりも、魅力ある町や、積極的にこの事業に取り組んでいる自治体へと寄附が集まる傾向がある。それは、それぞれの自治体が寄附のお礼として、魅力ある地場産品を贈呈しているからである。

平成27年4月からふるさと納税の法律が大幅に緩和され、寄附金控除の上限が約2倍に拡大し、確定申告も簡略化される。

岩内町も、ふるさと納税を推進することで自主財源の増加、観光振興の事業としても考えられ、地場産品を通して岩内の

魅力を発信できるよう積極的に取り組むべきだと考え、次の点について伺います。

1. 平成20年度からの各年度の件数と金額、7年間の総件数と総額はいくらか。

2. 寄附金はどの様に使われているか。

3. ふるさと納税(けっぱれ岩内応援寄附金)をどのようにPRをしているか。

4. 寄附された方々にどのようなお礼をしているか。

5. 寄附された方々に岩内の地場産品を贈呈する取り組みを行う考えはあるか。

#### ■町長■

1. 20年度は7件66万円、21年度は7件100万2千円、22年度は4件90万5千円、23年度は3件83万円、24年度は5件114万円、25年度は8件129万円、26年度は8件19万円(現時点)であり、7年間の合計で42件601万7千円となっている。

2. 寄附金は、申し出時に寄附者の意向を確認し、まちづくり、福祉、教育、産業などの分野に活用している。

3. 町公式ホームページへの掲載やリーフレット作成等でPRしている。

4. 寄附者には、寄附金受領証、寄附金控除申告書、観光パンフレット等を同封し、礼状を送付している。

5. 地場産品の贈呈については、全国で特典拡大の動きが広がり、道内でも77市町村が実施している。寄附件数の増加以外にも、特産品のPR、観光客・移住者の誘致など、地元経済の活性化を

目指した取り組みは理解するが、税金の控除や特産品ばかりが目立って、寄附本来の目的が見失われているのではないかと懸念も拭えない。町としては、今後も寄附者の意向を尊重し、頂いた浄財を町のために大切に使用して頂きたいと考えている。

このことは岩内町のふるさと納税が、町外の方々から、全く関心を持たれていないということの表れである。

また、町内には、製造業の水産加工業者を中心に漁業者・農業者からも贈呈品を岩内町の特産品で使用すべきだという声が多く聞かれる。

ふるさと納税が増えることにより、岩内町の自主財源の増加、地域産業の活性化、更には岩内町のPRによる、観光産業

の活性化にも繋がることと思われる。

このことを踏まえ来年度には、ふるさと納税に岩内町の特産品をつけるべきだと考えるが、町長の考えを伺う。

#### ■再質問■

ふるさと納税については7年間、約百万円程度で推移してきている。

このことを踏まえ来年度には、ふるさと納税に岩内町の特産品をつけるべきだと考えるが、町長の考えを伺う。

地場産品贈呈は、地元産業の活性化に繋がる効果的手法であることは認識している。町でも水産加工品、農産物、乳製品、深層水関連商品、たら丸グッズなど、民間企業の創意工夫により数多くの地場産品が生み出されていることから、ふるさと納税拡大には、これら魅力ある地場産品のリスト化、寄附金額の設定、輸送コストの算定、輸送品質の確保など、地場産品贈呈に係る仕組みづくり

の活性化にも繋がることと思われる。

このことを踏まえ来年度には、ふるさと納税に岩内町の特産品をつけるべきだと考えるが、町長の考えを伺う。



# 救急医療体制について

に向けた情報収集や、関係機関との連絡調整が必要不可欠と考える。ふるさと納税制度の改正や、地方創生の今後の動きに注視しながら、町の魅力発信する1つの手法として、今後検討を進めていく。

## ■質問■

岩内協会病院は2次救急指定医療機関として岩宇地域の救急医療機関の要として多年に渡り、救急医療体制の確保し地域医療を支えてきた。

町としても補助事業や委託事業等により、それぞれ多額の支援を行っているが、対応する医療機関の経営基盤が脆弱な状態で改善の兆しが見えなければ抜本的な対応を考えなければならぬと思う。

医師不足により、今後この状態が続くようであれば、住民が健康で快適な生活を営むことがままならなく、町民に不安が募るばかりである。

1. 岩内協会病院の医師確保の状況はどうなっているか。

2. 救急患者の受け入れ再開のめどと、今の救急対応の状況は。

3. 岩内協会病院を救急医療機関と想定しない救急医療体制も考慮すべきではないか。

## ■町長■

1. 3月から新院長が着任し、常勤医師は、外科、整形外科、小児科の3名体制である。さらに、4月から内科常勤医師1名の着任と、6月から、現在、非常勤で勤務する内科医師1名が、常勤医師となることも決定している。この他にも数名の医師と交渉中である旨の説明を受けている。

2. 救急患者の受け入れ再開については、3月16日から日中午前9時から午後5時まで、再開するとの連絡を受けた。現在の救急対応の状況については、俱知安厚生病院、余市協会病院などの救急代替病院に患者を搬送し受診まで時間を要するなど、町民に不安と不

便を強いているところである。今後も24時間の救急医療体制が再開されるよう、要請を継続する。

3. 常勤医師の不足により不安定な状況ではあるが、新院長や内科常勤医師の着任、さらに、北海道社会事業協会本部の体制も変わり、状況改善の兆しが少しずつ見られるところである。これまでも同様、北海道や岩宇4町村、地域医療を考える会などの地域住民が、連携・協力を図りながら、岩内協会病院を地域で支えていくことが、現状における最善の方法と考えらる。



# 谷口雅史議員（公明党）

## 新年度予算の特徴と 取り組む課題について



### ■質問■

1. 収納率の向上のため、自治体を研修するなど、職員の研修の充実を図るべきと考えるが、町長の見解は。

3. これまでどのような事業に対し、パブリックコメントや住民説明会の開催を行ってきたのか。その周知方法は。

特に固定資産税の不納欠損が際立っているが、滞納者に対して、どのような徴収方法をとっているのか。

これらの開催にあたって、町内会、自治会・関係団体などの単位で開催をし、参加を促すべきと思うが。

町長自ら、岩内町の経済状況の厳しさを認識されているものと思うが、こうした厳しい経済情勢を少しでも好転させるための施策として、新年度はどのような事業があるのか。

2. 職員のマナー講座など職員全体での研修等の考えはあるのか。

実施予定日は、効果は実証済みと思われませんが、経済効果の試算は。

### ■町長■

1. 徴収担当職員の資質の向上や滞納整理の質を高めるため、滞納整理セミナーや徴収事務専門研修に参加している。今

後も職員を積極的に参加させていく。固定資産税の徴収方法は、担税力があり納税折衝に応じないなどの悪質な滞納者には、預金や給与の差押え

をしている。厳しい経済情勢を少しでも好転させる施策は、活力ある産業基盤づくりのため、漁業振興対策で、なまこ種苗生産試験事業、農林業振興対策で、多面的機能支払交付金事業、商工業振興・労働対策で、プレミアム商品券発行事業への支援、地域産業活性化対策で、食品製造業基盤強化事業、観

光振興対策で、道の駅の機能充実、その他、再生可能エネルギー導入調査事業などである。

2. 職員に対する研修は、毎年、岩内町職員研修実施計画に基づき政策形成能力向上や、住民満足度を高めるため、種々の研修機会を設けている。

この中では、接遇・接客研修も、専門講師を招いて係長職以下を対象とした研修や、新人職員に対するビジネス研修などを実施している。

て、職員一丸となった住民サービスに努めるため、昨年2月に岩内町行政事務改善委員会を設置し、窓口業務の集約化、来庁者の案内、プライバシーの保護など、新庁舎における事務改善の種々検討を進めてきており、全職員が「ホスピタリティの向上」、「声かけの徹底」などの実践に向けて意識統一を図っている。

これらの研修等で培ったスキルを活かし、新たな気持ちで、より一層質の高い住民サービスの提供に、職員一同取り組んでいく。

3. パブリックコメントや住民説明会の主な実施状況では、これまで「岩内町総合計画」「家庭ごみ有料化」「役場庁舎等

建設計画」「小学校の統廃合問題」「旧中央小学校の利活用」等で実施しているほか、直近では昨年11月25日と29日に「町内会・自治会向け防災説明会」（延37名参加）、昨年9月24日と本年1月20日に「都市計画マスタープラン住民懇談会・住民説明会」（延14名）を実施。さらに広報紙で地域公共交通に関する町内会・自治会向け意見交換会の募集をしている。これら周知方法については、広報紙や防災行政無線などのほか、町内会・自治会等を通じ広く町民に参加頂くよう努めている。

4. プレミアム商品券発行事業は、地域の消費喚起や商店街の振興、役場庁舎落成記念事業として国の交付金を活用し、商工会議所が主体となり実施するもので、プレミアム率は30%で1万3千セットの発行を予定している。

ひとりで購入できる上限は、これから決定される。

## 地方創生の

### 取り組みについて

る予定であり、商店は、商工会議所が参加募集を行い、消費者の利便性を考慮し決定する。

実施予定日は、新庁舎のオープン時期に合わせて、5月末までには発行されるよう商工会議所と協議する。

経済効果は、1万円です。1万3千円分の商品券を1万3千セット販売される予定で、商品券が全て使用された場合、商品券だけでも1億6千9百万円の経済効果が創出される。

町としては、プレミアム商品券の発行事業に合わせ、各参加店にも営業努力をして頂き、商品券のご利用のみではなく、さらなる経済効果の創出を期待している。

#### ■質問■

全国各地で意欲的取組の好例な施策が取り沙汰され、まさに「知恵は現場にあり」と言えると思いが、わが町でも地域の特色を生かした新しい視点での施策の考えはあるのか。

1. 地方創生の取り組みについての所見は。

2. 各部署での施策・戦略策定については。

#### ■町長■

1. 我が国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、各地域で住みよい環境の確保、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが重要な課題となっていることから、昨年11月「まち・ひと・しごと創生法」が制定さ

れ、人口の現状と将来の姿を示す「長期ビジョン」と、目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されたところである。

この法律では、都道府県・市町村においても、各地域の人口の将来展望を提示した「地方人口ビジョン」とこのビジョンを踏まえた地方創生のための目標、基本的方向、計画的に実施するため必要な事項を定めた「地方版総合戦略」の策定が、努力義務として規定されている。

町においても、少子高齢化・人口減少といった社会問題は、深刻な問題と認識しており、地域が保有する資源を活用し、雇用の確保による安定した収入の維持、子供を産み・育てる環境や医療・教育環境の充実などが必要であると考えている。

このため、法の趣旨を踏まえながら、産業界・行政機関・教育機関・地域住民など、幅広い方々の参画を頂きながら、町の実情にあつた戦略の策定など、地方創生に取り組んで参りたいと考えている。

2. 町の総合戦略の策定はこれからとなるが、

こうした地方の取り組みを国が後押しする形で、平成26年度の補正予算として「地域消費喚起・生活支援型の交付金」と、「地方創生先行型の交付金」が成立したところである。

町としても、国の補正予算を活用し、プレミアム商品券発行事業、総合戦略の策定事業や少子化対策事業、深層水活用促進事業など7事業を、先行的に実施したいと考えており、これらに要する経費につきましては、今定例会で補正予算として追加提案させて頂きたいと考えている。

要であると考えている。

## 危険家屋調査事業

### について

#### ■質問■

岩内町も人口減少に伴い空き家屋が目立つ町内に変わってきたが、空き家についてどのような調査を考えているのか。

また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき今後どのような体制で対策を検討するのか。

しかし、台風や暴風時には、迅速な対応が求められるため、町内にある危険家屋の状況把握を目的とした実態調査を行う予算を計上した。

内容は、臨時職員による町内危険家屋の状況把握調査、所有者・相続人等の特定調査、対象箇所の図面化及び台帳化である。

この調査により、危険家屋の実態が把握でき、より迅速な対応が可能となり、また、事前に所有者等に対し適正な管理を要請でき、危険家屋の増加を抑制する一助になるものと考えている。

#### ■町長■

「空き家」は、修繕により居住できる「空き家」と、周辺に悪影響を及ぼす、またはその可能性が高い「危険家屋」に分けて対応している。

このうち「危険家屋」は、町民の通報や相談が年々増加しており、現在は防災担当と建築担当が連携し対応しているが、所有者の特定に多大な時間がかかること、建物に法的制限があるケースも多く、対応に苦慮している。

# 志賀 昇 議員（清和クラブ）

## 特別職報酬等審議会

### について



#### ■質問■

1. 平成19年度以降、7年間も一度も審議会が開催されなかったのは、町長の町政に対する、「法令順守」が真摯に行なわれていないように思うが。

2. 他町村では審議会を開催し、その時々の特徴・経済情勢に合わせて行っているが、なぜ岩内町は、平成19年度以降審議会に諮らないのか、どんな理由があるのか。

3. 平成26年第4回定例会に、上程された議員報酬及び岩内町費特別職員給与に関する一部改正の議案審議過程で、審議会に諮問・答申しないのは、「手当」だから必要ないとの答弁だが、総務

省の見解では、給与とは「給料・地域手当・通勤手当・期末手当・及び退職手当」を含む概念であると、記されているが再度手当の概念について見解を伺う。

4. 平成27年度岩内町一般会計予算案の中で、議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額について、議案上程されているが、なぜ、諮問・答申の手続きをとらなかつたのか、町民にその理由を明らかにし、説明責任を果たすべきと考えるが。

#### ■町長■

1. 特別職報酬等審議会の開催は、これまでも議員報酬の額及び特別職の給料の額を改定する場面に限り、町長が諮問し、条例に基づいた手続きにより必要に応じ、審議会を開催してきた。

2. 町長等の特別職の給料は、その職務の特殊性に応じて定められるべきもので、基本的には、一般職員の給料や類似団体等の額を参考に決定されてきたものと認識している。

後志管内の首長の給料月額に、類似する自治体とは大きな差はないものと認識している。

なお、一部町村は、行財政改革の一環として給与見直しが行われ、本町

も、特別職報酬等審議会への諮問とは別に、独自削減を行った時期もあり、現行の額で推移している。

3. 常勤の特別職及び一般職員の給料及び各種手当は、地方自治法では「給与」としているが、同法第204条第1項、同条第2項で、給料と手当を区分している。

また、同条第3項により、岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び岩内町費特別職員の給与に関する条例を制定し、報酬及び給料月額、期末手当の支給率をそれぞれ定めている。

岩内町特別職報酬等審議会条例において審議するものは、議員報酬の額

並びに町長及び副町長の給料の額とされていることから、そのことを申し述べた。

4. 審議会条例に基づき、議員報酬の額並びに町長等の給料の額を改定する場合に限り、審議会に諮問している。

平成27年度予算も、これまでと同様な手続きにより計上した。

なお、岩内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、特別職の給料月額及び、期末手当の支給割合を町広報誌及び町のホームページに公表し、町民にお知らせしていることから、説明は果たしているものと考えている。

#### ■再質問■

審議会を開催しないで、適正と言っているが、これからもこのまま続けるのか。

#### ■町長■

現行の給料月額は、平成20年1月1日から適用しており、管内の町村の約半数が、同時期に改定され、現在に至っている。

また、現行の給料月額は、道内の類似団体と比較しても、適正な水準と判断している。

今後本条例に基づき、改定が必要なきに審議会を開催する。

## ■再々質問■

住民感情として、適切に進めるという期待に反するもので決して支持が得られるものではないと思うが。

## ■町長■

給料月額 of 住民への説明は、報酬等審議会の設置目的とは、別のものと考ええるが、住民への町長及び副町長の給料月額の公表は、必要と考えており、毎年、岩内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、町長及び副町長の給料月額及び期末手当の支給割合を公表することによって、広く住民周知を図っている。

# 一般廃棄物中間処理施設

## について

### ■質問■

1. 平成27年度町政執行方針に、規模・工事費・環境面からも、大規模で大事業であること、さらに、立地町となる町民が最も関心の深い焼却施設について、述べていないのはなぜか。

2. 焼却施設は、町が飲料水として、取水している、幌内川の近くに立地する。安心・安全の飲料水確保を供給するという観点から、環境影響評価の調査結果を踏まえ、住民説明をすべきと思うが見解は。

3. 焼却施設は、規模が大きいため、工期が長いこと、環境の影響も考えられること、さらに町にとっては、一大事業であることに加え、立地町であることから、広く住民理解を得ることが必要と思われる、町政報告が

あつてしかるべきと考えらるが。

4. 生活環境影響調査の委託契約をしていると思うが、委託期間は、また、完了後はどう取り進めるのか。

5. なぜ、住民説明会が先で、環境影響調査が環境省令で定める事務の進め方で進めないのか。

6. 工事期間が4年もあるにも、かわららず前段の事務作業が拙速すぎると思うが、十分に説明責任をはたして、取り進めるべきと思うが。

## ■町長■

一部事務組合の事業であり、限られた範囲での答えとなる。

1. 3. 町政執行方針には、町の新年度事業を中心に載せ、岩内地方衛生組合の中間処理施設の

発注等は盛り込まなかった。

また、これまで所管委員会一般廃棄物最終処分場に併設する旨の報告をしていること、すでに住民説明会が行われたことから報告に至らなかったが、今後、必要に応じて議会報告を検討する。

2. 4. 生活環境影響調査の委託期間は、平成26年5月から本年3月までだが、結果をほぼ把握できたので、説明会を開催したと伺っている。

衛生組合では、来年度の実施設設計を踏まえ、報告書の縦覧を本年8月半ば以降に行うとのことである。

5. 衛生組合の事業の進め方であり、答えられる場にはないが、適法に進められていると考えている。

6. 中間処理施設の整備については、本年度の生活環境影響調査等の基本設計と技術評価により施設概要が固まってきたことから、説明責任を果たすため住民説明会を開催したと伺っている。

## ■再質問■

生活環境影響調査の結果に係わる法令どおりの取扱手続きをしないのは安心安全のまちづくりに対するのではないのか。

## ■町長■

衛生組合では、法のとおり生活環境影響調査の縦覧等を、本年8月以降に実施し、利害関係者に意見書提出の機会を設けると伺っている。

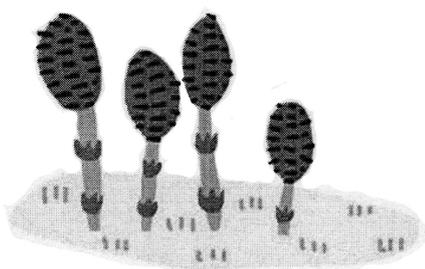
したがって、安心安全のまちづくりに反しないと考えている。

## ■再々質問■

事業に係わる手順が逆ではないのか。

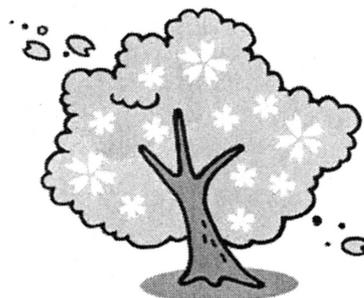
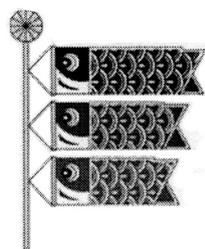
## ■町長■

衛生組合では、法令に従い適正に事業を進められていると考える。



# 議 会 日 誌

2月	6日	議会運営委員会
	6日	岩内観光協会新年会員懇親会
	13日	役場庁舎問題特別委員会
	16日	原子力発電所問題特別委員会
	17日	社会文教委員会
	18日	建設産業委員会
	19日	後志町村議会議長会定期総会
	23日	総務委員会
	24日	社会文教委員会
	25日	建設産業委員会
	26日	総務委員会
	27日	議会運営委員会
3月	2日	第1回定例会招集
	2日	議会活性化委員会
	4日	岩内町スポーツ表彰式
	9日～13日	第1回定例会
	24日	各派代表者会議
	26日	保育所修了式
4月	1日	総務委員会
	2日	社会文教委員会
	2日	保育所入所式
	3日	建設産業委員会
	12日	北海道知事・北海道議会議員選挙投票日
	26日	岩内町議会議員選挙投票日



一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

5月7日より新庁舎での業務となります。

6月は定例会が開かれます。

日程は防災無線でお知らせいたします。

手続きは、名簿に住所・氏名・年齢を

記入するだけです。

## 編集後記

「議会だより128号」をお届けいたします。第1回定例会での代表質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、代表質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、代表質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)